

○経営課題に対する支援

- ・よろず支援拠点による相談対応
- ・低利融資による支援

○販路開拓、商品開発等に対する支援

- ・小規模事業者 特産品開発等への支援
- ・大学等と共同で行う研究開発、実用化開発を支援
- ・ベンチャー企業の研究開発支援
- ・中小企業組合等の行う販路開拓等の取り組みを支援
- ・海外展開への支援
- ・国際標準化に必要な試験・実証データ収集、国際会議参加等への支援

○設備導入に対する支援

- ・地域未来投資促進法等の計画承認を条件として自治体の戦略分野に資する設備投資時への補助
- ・省エネルギー設備への入れ替え時への補助
- ・省エネ設備導入に関する診断、相談
- ・省エネ設備導入時に金融機関からの低利融資のための支援

○その他

- ・人材支援
- ・企業間におけるデータ連携等、新たな付加価値の創出を図る際、機械装置等設備投資を行う際の税制措置。
- ・賃上げ、設備投資の加速化、事業承継時に発生する譲渡益等の税制措置

経営課題に対する支援

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業庁

(1)(2) 経営支援課 03-3501-1763

(3) 金融課 03-3501-2876

平成30年度予算案額 **50.2億円 (51.2億円)** ※ 平成29年度の同事業予算額 (54.8億円) のうち、支援施策普及事業 (3.6億円) については、平成30年度より「経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業」へ移行。

事業の内容

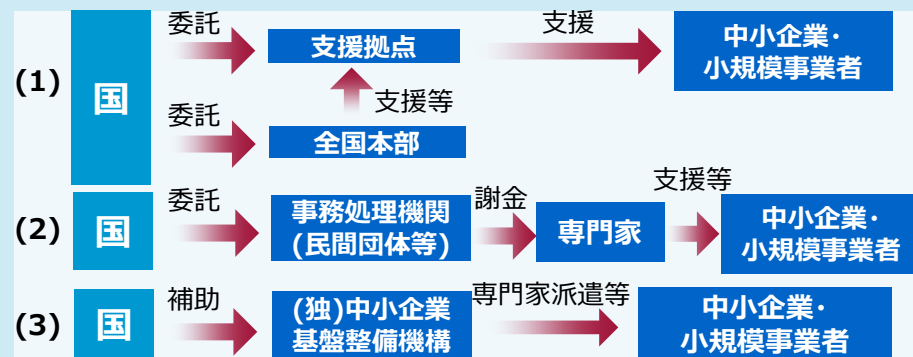
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」等の周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。
- (1) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点から提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、全体の65%になること (単年度目標)
- (2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること (単年度目標)。
- (3) 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
 - ① 売上拡大のための解決策の提案
 - ② 経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
 - ③ どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- また、各拠点において、人手不足対応を担当する相談員 (「人材不足対応アドバイザー (仮称) 」) を配備します。

(2) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム (地域PF) が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで (事業承継に係る課題の場合に限り原則5回まで) 無料で派遣します。

※ 地域PF: 商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(3) 経営者保証ガイドライン等周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施する。

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

平成30年度予算案額 **42.5億円 (42.5億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

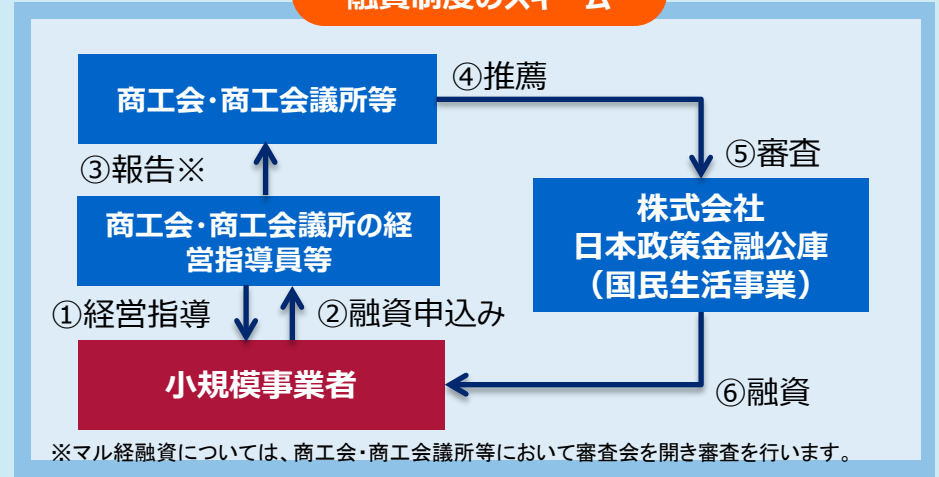
- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<小規模事業者経営改善資金>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.11% (平成29年8月1日現在)
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<小規模事業者経営発達支援資金>

- 貸付限度額：7,200万円
- 貸付金利：特別利率1 (基準金利から-0.4%)
※雇用の拡大を図る者については、上記から更に-0.1%
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内

販路開拓、商品開発等に対する支援

小規模事業者対策推進事業

平成30年度予算案額 **49.4億円（49.4億円）**

事業の内容

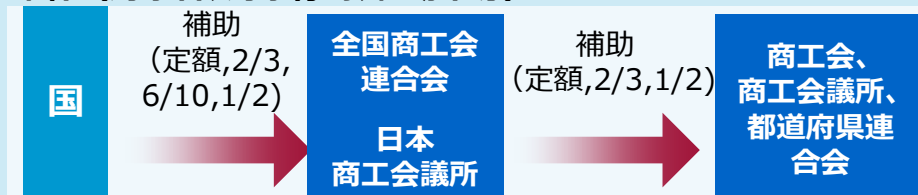
事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。また、そのような小規模事業者にとって極めて身近な存在で、日々小規模事業者と向き合った経営指導を行っている商工会・商工会議所は小規模事業者の振興において重要な役割を担っています。
- 本事業は、商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化や販路開拓等の取組を支援します。
- また、改正小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する事業計画の実施支援等の伴走型の小規模事業者支援を推進します。

成果目標

- 平成14年度からの事業であり、約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援し、補助事業終了2年後に80%が事業化を達成することを目指します。
- また、伴走型の小規模事業者支援を推進し、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所のすべてが目標を達成することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援を推進します。

（2）地域力活用新事業創出支援事業

- 商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。

- ① 調査研究事業（事業可能性調査(F/S)）
補助上限500万円、定額補助
- ② 本体事業（特産品開発、観光開発など）
1年目：補助上限800万円、補助率2/3
2年目：補助上限600万円、補助率1/2

（3）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

地域中核企業・中小企業等連携支援事業

平成30年度予算案額 **161.5億円（155.0億円）**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
- (2) 地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
- (3) 同上

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国経済の底上げを図っていくためには、地域経済を牽引する地域中核企業（中小企業、中堅企業）と、中小企業、大学・公設試等の連携を促進し、地域に波及効果を及ぼす取組を重点的に支援していくことが重要です。
- このため、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者等が、中小企業と連携して行う活動等を、事業化戦略の立案から研究開発、販路開拓まで一体的に支援していきます。

成果目標

- (1) ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- (2) 市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- (3) 新事業創出に向けた一貫支援においては、地域中核企業等の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指します。

※なお、「未来投資戦略2017」では、地域未来投資促進法を活用し、当該事業以外の施策も総動員して3年で2000社程度の支援を目指すこととしています。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（1/4、1/3、1/2、2/3、定額）



事業イメージ

(1) ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。
- 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇
補助上限額：【ものづくり】4,500万円 ※初年度以降は異なる
【サービス】3,000万円
補助率：【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2 ※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

(2) 市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者（※）が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における設備投資を支援します。
補助上限額：5,000万円（連携事業者数に応じて最大で1億円）
※中小企業以外の場合には、当該事業者への補助額は、補助額全体の1/2未満。

(3) 新事業創出に向けた一貫支援（地域中核企業創出・支援事業）

- 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）を含むグローバル・ネットワーク協議会や支援人材を通じて、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者をはじめとする地域中核企業等による新事業のための体制整備から、事業化戦略の立案、販路開拓まで、事業段階に応じた支援をします。

中堅・中小企業等への橋渡し研究開発促進事業

平成30年度予算案額 3.0億円（新規）

産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
03-3501-1778
産業技術環境局 大学連携推進室
03-3501-0075
産業技術環境局 産業技術総合研究所室
03-3501-1366

事業の内容

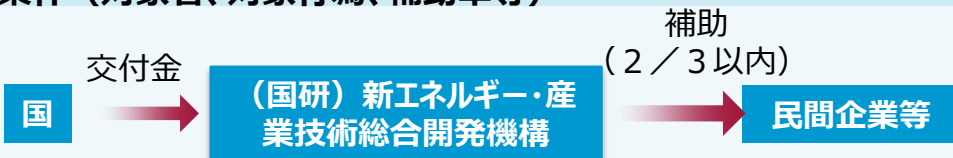
事業目的・概要

- 中堅・中小企業等は、大企業が参入しないような小規模な市場などにおいてもリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションの創出への貢献が期待されています。
- 他方、中堅・中小企業等は特定の優れた技術シーズを有していても、それだけでは事業化に不十分な場合が多くみられます。このため、中堅・中小企業等にとっては、広い分野に関して優れた基盤技術や学術的知見等を有する研究機関の助力を得て、技術シーズを実用化・事業化に向けて迅速に磨き上げていくことが重要となります。
- 具体的には、中堅・中小企業等が、「橋渡し研究機関(※)」と共同研究を実施する際や、橋渡し研究機関の持つ基盤技術等を実用化する際にNEDOがこれらの中堅・中小企業等に対して支援を行います。

成果目標

- 中堅・中小企業が、橋渡し研究機関の活用を通じて生産方法の革新や技術力向上等を実現することにより、事業完了から3年後に新技術の実用化達成率が3割になることを目指します。

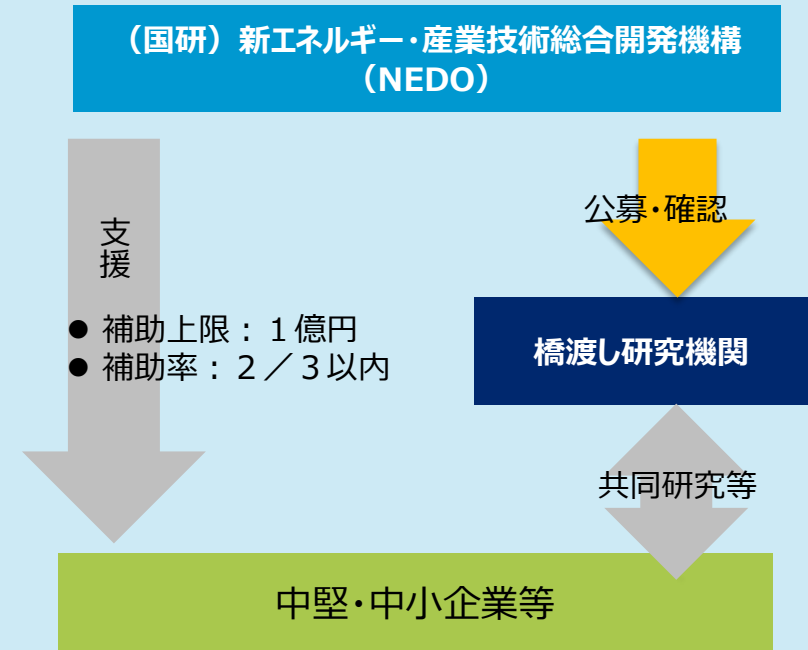
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

橋渡し研究機関との連携による実用化開発支援

中堅・中小企業等が、「橋渡し研究機関」と共同で取り組む共同研究、実用化開発等を支援



- 補助上限：1億円
- 補助率：2 / 3 以内

※ 橋渡し研究機関：大学、高専、公設試、公的研究機関など、先端的な基盤技術や学術的知見、優れた試験・分析能力等を持つ研究機関。平成29年4月現在、192機関が参画。

研究開発型スタートアップ支援事業

平成30年度予算案額 17.0億円（15.0億円）

産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
03-3501-1778
産業技術環境局 大学連携推進室
03-3501-0075

事業の内容

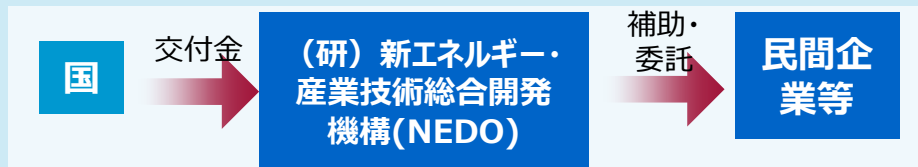
事業目的・概要

- 研究開発型ベンチャー（スタートアップ）の創出・発展のため、資金面・事業化面の支援を行うことにより研究開発型スタートアップが次々に創出される環境の構築を図ります。
- このため、実用化開発に係る費用等を支援するとともに、起業時に必要な手続き・活動に対して支援を実施します。具体的には、(研)新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の認定を受けたベンチャーキャピタル（以下、VC）等を中心に、専門家による出資・経営指導等の事業化にむけた支援を行うことにより、起業から他企業との共同研究の実現まで、それぞれの段階に応じた支援を行う仕組みを構築します。

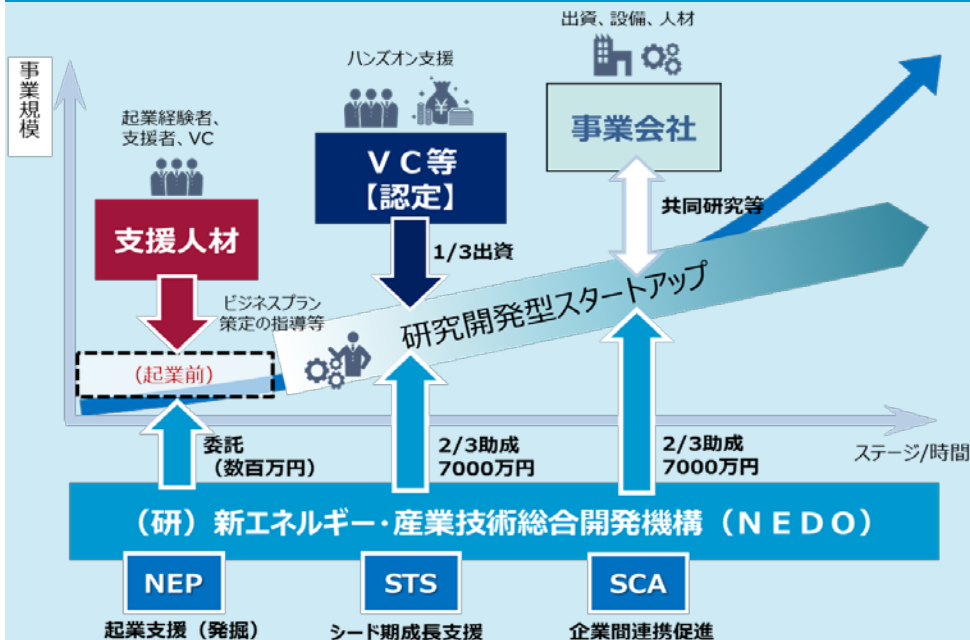
成果目標

- 平成29年度から平成31年度までの3年間の事業であり、
 - ① 5年後に認定VC等がNEDO事業開始前と比較して研究開発型のスタートアップに対する投資額が2倍
 - ② 事業終了後5年以内でのM & A等によるイグジットが3割以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



- NEDOが、シード期（起業前含む）、創業期の研究開発型スタートアップを支援するVC等を公募。
- 認定されたVC等の出資等を受けるスタートアップの中から選定された企業等に対する以下の支援を実施。
 - 実用化開発、事業プラン作成等の事業化に係る費用への助成等
 - VC等による助言、活動拠点の提供
 - 上記支援を効果的に活用する場（エコシステム）の提供等

ふるさと名物応援事業

平成30年度予算案額 10.5億円（13.5億円）

1,2 中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
3 商務・サービスグループ クールジャパン政策課
03-3501-1750
4 製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室
03-3501-3544

事業の内容

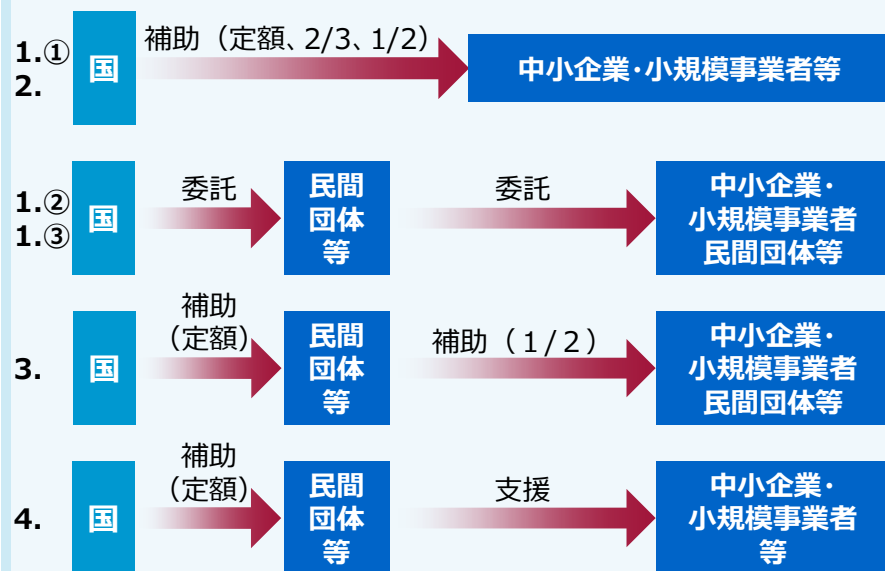
事業目的・概要

- 全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による、「ふるさと名物」のブランド化などに対する支援を行います。
- 地域産品の強みを活かし、海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します。
- 隠れた魅力を秘めている地場産品等を改めて海外の視点で再評価することで、新たな切口での産地のブランド化に向けた取組を支援します。

成果目標

- 平成27年度から平成31年度までの5年間の事業であり、開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. ふるさと名物支援事業

- ① 中小企業地域産業資源活用促進法及び農工商等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業者・小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発や販路開拓等に係る費用の一部を支援します。
原則として、補助率1/2、補助上限500万
なお、支援事業者(地域資源)の場合、補助上限1,000万
4者連携(地域資源) の場合、補助率1回目2/3、補助上限2,000万
機械化・IT化(農工商) の場合、補助率1回目2/3、補助上限1回目1,000万
- ② 中小企業者と農林漁業者のそれぞれのニーズ・シーズを把握し、マッチングさせることで新商品・新サービスの開発、販路開拓等の農工商が強く連携した取り組みを促進します。
- ③ 地域の関係者を巻き込み、魅力ある地域資源をブランド化して、域外等に売り出す取組の中心的人材をOJT研修等により育成するとともに、その活動を支援します。

2. JAPANブランド育成支援事業

- 「ふるさと名物」などの地域産品が持つ素材や技術等の強みをいかした海外展開戦略の策定を支援します（補助上限200万円、定額補助）。また、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3、1/2）。

3. 専門家招聘型プロデュース支援事業

- クールジャパン商材の掘り起こしと外部人材の活用による商材の磨き上げの強化等の支援を行います。支援事業の活動を公開することで、外部人材を活用した海外展開支援と新たなプロデューサー育成に取り組みます。

4. 産地ブランド化推進事業

- 伝統工芸や繊維等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地にデザイナー等の外部人材を招聘する取組等を支援します（補助上限5,000万円、定額補助）。

中小企業連携組織対策推進事業

平成30年度予算案額 6.6億円 (6.8億円)

事業の内容

事業目的・概要

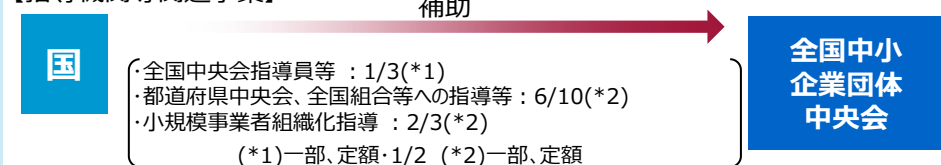
- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、全国中小企業団体中央会に対し、中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う経費を補助します。
- また、効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、事業に係る経費の助成を行います。(中小企業活路開拓調査・実現化事業)
- 更に、外国人技能実習生の受入を行う組合に対する指導を行います。

成果目標

- 組合等の設立・運営や、組合等による外国人技能実習生の受入事業が適切に行われるよう指導・支援を実施します。
- 中小企業活路開拓調査・実現化事業では、7割の組合が設定した数値目標を達成することを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

【指導機関等関連事業】



【中小企業活路開拓調査・実現化事業】



【外国人技能実習制度適正化事業】



事業イメージ

1. 指導機関等関連事業

- ・中小企業組合の設立・運営指導、都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等の経費を補助します。
- ・中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るための取組等の支援を強化します。

2. 中小企業活路開拓調査・実現化事業

- ・中小企業組合等が事業環境の改善等を目指し行うビジョン策定や展示会出展等の取り組みを支援します。

<取組事例>

千葉県測量設計補償協同組合

【規模】組合員数43名

【手法】千葉県からの官公需発注に対応するため業務効率化等の支援システム開発を実施。

【成果】官公需に対応する業務工程の短縮及び作業の効率化が図れたことにより、受注を受けやすくなり、測量・設計業務の組合員の受注額は平成27年度約45,000千円であったものが、平成28年度には約91,000千円と約2倍となり、組合事業が活性化。



高知県コンクリート製品工業組合

【規模】組合員数11名

【手法】施工現場におけるニーズ（施工性、安全性、美観等）に対応するための新商品開発を実施。

【成果】事業が完了したばかりにもかかわらず、既に組合員企業1社が県より受注を獲得し施工実績をあげている。今後も受注が見込まれており、組合事業の一層の活性化が見込まれる。

3. 外国人技能実習制度適正化事業

- ・新しい外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う組合(監理団体)等を対象に巡回指導や講習会の開催等を行います。| 1

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成30年予算案額 **20.4億円（23.9億円）**

2,3,4,
中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
1,4 通商政策局 総務課
03-3501-1654

5 貿易経済協力局 原産地証明室
03-3501-0539
6 貿易経済協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

- 海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者に対して、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題まで、戦略的に支援します。
- 具体的には、海外展開を目指す中小企業への事業計画の策定や、Webコンテンツの作成を通じた商材・技術の魅力発信を支援するとともに、海外への展示会出展等を通じて、販路開拓も支援します。
- また、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等を通じ、進出から事業再編までそれぞれの局面で総合的に支援します。
- この他、EPA（経済連携協定）に基づく原産地証明制度等に対する事業者の理解を促進するため、セミナーを開催するとともに、相談窓口の設置等を行います。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 情報提供、助言

海外の法規制や輸出に関する手続きなど各種情報の提供や助言などを行います。

2. 海外展開戦略策定支援

海外展開戦略策定に繋げるため、海外現地における事業の実現可能性調査やWebサイトの外国語化等を支援します（①輸出企業の場合：補助上限50万円、補助率1/2 ②直接投資の場合：補助上限140万円、補助率1/2 ③web支援の場合：補助上限100万、補助率1/2）。また、投資実行時のリスク精査を支援します。

3. 販路開拓支援

海外展開を検討している企業に対して、海外展示会等を通じた商談機会の提供、商談後のフォローアップ等、段階に応じた支援を実施します。

4. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、官民支援機関と連携して個別課題の解決や海外拠点の設立・事業再編等への支援を行います。

5. 経済連携協定利用円滑化促進事業

EPAに基づく原産地証明制度等に係るセミナー開催による普及啓発活動や、個別相談窓口の設置等を行います。

6. ローカルファイル作成・保存支援等事業

移転価格文書化制度に基づく文書の作成・保存に向けて、文書作成に必要な情報の把握を行う等の態勢整備を支援します。

中小企業等海外侵害対策支援事業

平成30年度予算案額 **0.9億円（1.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- （独）日本貿易振興機構（JETRO）を通じ、海外での中小企業等の様々な知財侵害リスクへの対策費用を助成し、海外での適時適切な権利行使の促進を図ります。
 - 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助することにより、模倣品対策を促進します（①模倣品対策支援）。
 - 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（②防衛型侵害対策支援）。
 - 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助することにより、中小企業等の海外展開を支援します（③冒認商標無効・取消係争支援）。

補助対象案件

- ① 模倣品対策支援については、現地国で取得またはライセンス許諾を受けた権利に対し、模倣品が権利を侵害している可能性を示す証拠があること等。
- ② 防衛型侵害対策支援については、警告状等知財侵害により訴えられた証拠があること等。
- ③ 冒認商標無効・取消係争支援については、冒認出願である証拠があること等。

成果目標

- 平成26年度から30年度までの5年間の事業であり、最終的には模倣品対策について、警告や行政摘発を行いたいとする申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

海外で以下の侵害対策を検討する中小企業や地域団体商標権利者をJETROが募集し、支援対象案件を採択します。

①模倣品対策

補助率：2/3
補助金上限額：400万円
補助対象経費：
○模倣品の流通経路、製造元等の調査費
○警告状の作成費
○行政機関への取締申請に係る費用

②防衛型侵害対策

補助率：2/3
補助金上限額：500万円
補助対象経費
○弁護士への相談、訴訟準備、訴訟に係る費用

③冒認商標無効・取消係争

補助率：2/3
補助金上限額：500万円
補助対象経費：
○異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に係る費用

ロシア・中央アジア地域等貿易投資促進事業

平成30年度予算案額 **3.3億円 (3.3億円)**

事業の内容

事業目的・概要

ロシア・中央アジア地域等との経済協力関係を更に深化させることは、資源確保・エネルギー安全保障等の観点から重要であるだけでなく、新市場の開拓にも大いに寄与します。

(1) ロシア地域貿易投資促進事業

- 日露間における貿易投資の促進や、2016年5月の日露首脳会談で、安倍総理が提示した8項目の「協力プラン」の具体化のため、日露貿易投資促進機構が実施する日露企業等へのビジネス関連情報の提供やフォーラム開催、ビジネスマッチング・コンサルティング事業を支援します。

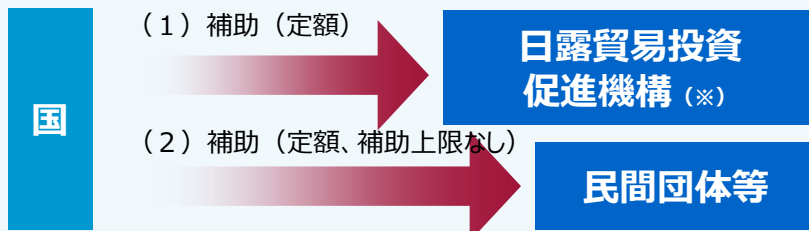
(2) 中央アジア地域等貿易投資促進事業

- 中央アジア地域等の各国と投資環境の整備を目的としたネットワークを設立し、当該ネットワークを活用した情報収集、フォーラム開催、ビジネスマッチング等を実施します。

成果目標

- 平成17年度からの事業であり、日露両国間の信頼醸成促進及び貿易・投資関係の更なる発展により、我が国からロシア・中央アジア地域等への日系企業進出数の増加を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



※平成15年1月の首脳合意等に基づき設置 (事務局：一般社団法人ロシアNIS貿易会)

事業イメージ

(1) ロシア地域貿易投資促進事業

(例) プーチン大統領訪日時に日露ビジネス対話を開催

日時：平成28年12月16日 (於 東京)

参加者：(全体会合) 安倍総理大臣、プーチン大統領のほか日露双方から350名、(分科会) 日露双方から800名以上

概要：両首脳は、8項目の「協力プラン」の成果として、企業等が行うプロジェクトに関する文書が68件署名されたことを歓迎。分科会では、発表者からそれぞれの項目での具体的取組の報告があった。

(2) 中央アジア地域等貿易投資促進事業

(例) ナザルバエフ大統領訪日時に日本・カザフスタン経済官民合同協議会 (第6回) を開催

日時：平成28年11月7日 (於 東京)
(日本側参加者) 経済産業省 (議長：経済産業審議官、外務省、政府関係機関、民間企業等約240名)

(カザフスタン側参加者) 投資・発展省 (議長：ハイロフ次官) 政府関係機関・民間企業等約120名

概要：両国官民による貿易投資環境整備、資源分野における協力、産業育成協力、投資拡大に向けた技術協力等について発表・討議を行った。

戦略的国際標準化加速事業

平成30年度予算案額 **23.4億円**（15.0億円）

事業の内容

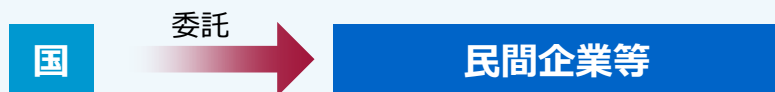
事業目的・概要

- 第4次産業革命の時代を迎え、新市場の創造や技術の社会実装のために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- このため本事業では、あらゆるモノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備に必要となる分野等について、関連技術情報や実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施します。国際標準化に必要な場合は、日本工業規格（JIS）の開発を併せて実施します。
- また、市場が立ち上がる前から世界で標準や規制の議論がなされている現状を踏まえ、我が国産業界がグローバル市場における優位を確保するため、新規分野の国際標準化戦略に係る調査研究、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材（国際標準化機関の国際幹事・議長候補等）の育成等を行います。

成果目標

- 平成24年度から平成34年度までの11年間の事業であり、本事業を通じて国際標準を国際標準化機関に提案し、(3年程度を要する国際標準化機関での審議を経て)平成37年度までに累計800件の国際標準の発行を目指します。(平成28年度までに296件を発行済)

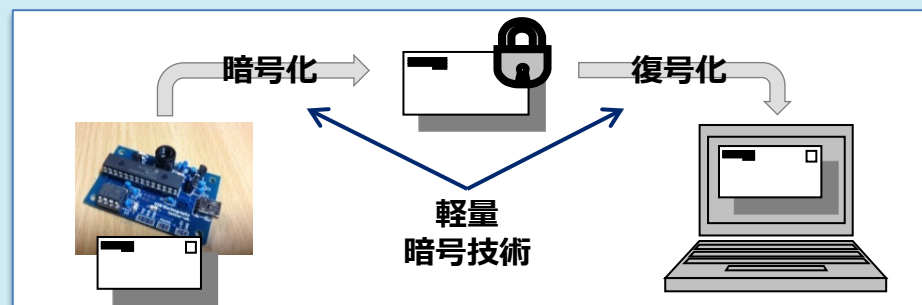
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

国際標準開発(テーマ例)

IoT環境におけるセキュリティ



IoT環境において極めて重要な役割を果たす、通信データに改ざん等がないことを確認する機能について、日本で開発された、PCやスマートフォン等にも実装可能な軽量暗号技術を標準化

我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築

- 新規分野の国際標準化戦略に係る調査研究
 - 今後の重点分野の特定・標準化戦略の構築に必要な、諸外国の規制やフォーラムを含む海外の標準化動向等についての情報収集・分析 等
- 国際標準化機関等対策活動
 - 国際標準化機関における政策・マネジメントに係る議論や他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力、日本での国際会議開催 等
- 標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供(セミナー、個別相談)
- 次世代標準化人材育成
 - 国際会議でのOJTによるスキル・ノウハウの習得 等

設備導入に対する支援

地域中核企業・中小企業等連携支援事業

平成30年度予算案額 **161.5億円（155.0億円）**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
- (2) 地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
- (3) 同上

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国経済の底上げを図っていくためには、地域経済を牽引する地域中核企業（中小企業、中堅企業）と、中小企業、大学・公設試等の連携を促進し、地域に波及効果を及ぼす取組を重点的に支援していくことが重要です。
- このため、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者等が、中小企業と連携して行う活動等を、事業化戦略の立案から研究開発、販路開拓まで一体的に支援していきます。

成果目標

- (1) ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- (2) 市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- (3) 新事業創出に向けた一貫支援においては、地域中核企業等の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指します。

※なお、「未来投資戦略2017」では、地域未来投資促進法を活用し、当該事業以外の施策も総動員して3年で2000社程度の支援を目指すこととしています。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（1/4、1/3、1/2、2/3、定額）



事業イメージ

(1) ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。
- 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇
補助上限額：【ものづくり】4,500万円 ※初年度以降は異なる
【サービス】3,000万円
補助率：【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2 ※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

(2) 市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者（※）が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における設備投資を支援します。
補助上限額：5,000万円（連携事業者数に応じて最大で1億円）
※中小企業以外の場合には、当該事業者への補助額は、補助額全体の1/2未満。

(3) 新事業創出に向けた一貫支援（地域中核企業創出・支援事業）

- 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）を含むグローバル・ネットワーク協議会や支援人材を通じて、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者をはじめとする地域中核企業等による新事業のための体制整備から、事業化戦略の立案、販路開拓まで、事業段階に応じた支援をします。

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

平成30年度予算案額 **600.4億円（672.6億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

① 省エネルギー設備への入替支援

工場等における省エネ設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」（複数事業者が連携する設備入替も含む）、申請手続きが簡易な「設備単位」での支援を行います。

② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の導入・実証支援

ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+（現行のZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH）の導入や集合住宅におけるZEHの実証等を支援します。

③ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援

ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成、ZEBを推進する設計事務所や建築業者、オーナーの発掘・育成等を目的に、ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等を用いた実証を支援します。

④ 次世代省エネ建材の導入支援

既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援します。

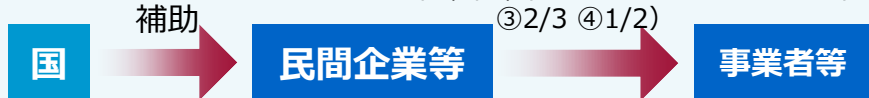
成果目標

平成42年省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。

平成32年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。

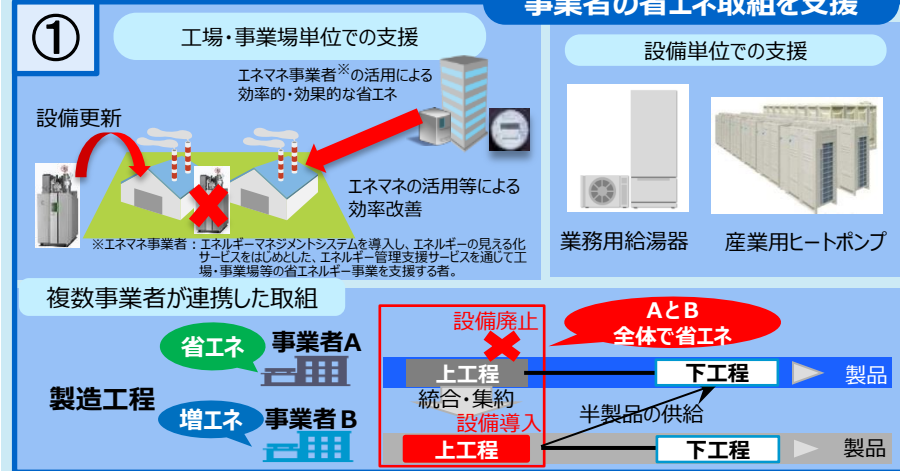
条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（①1/2,1/3,1/4 ②戸建：定額 集合：2/3
③2/3 ④1/2）

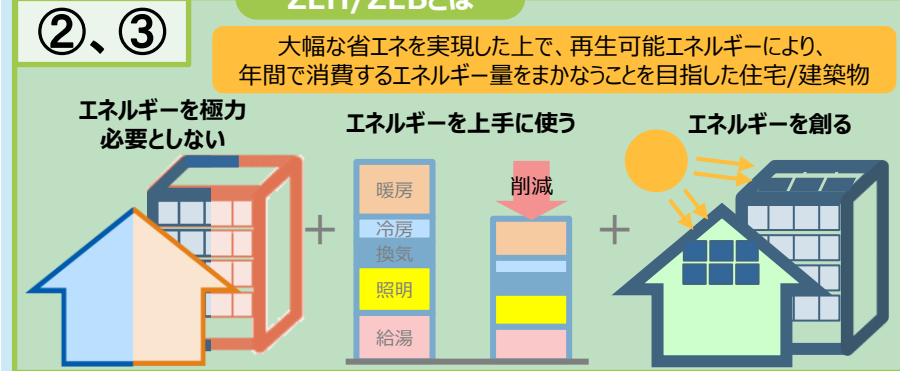


事業イメージ

事業者の省エネ取組を支援



ZEH/ZEBとは



次世代省エネ建材の導入支援



中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

平成30年度予算案額 **12.0億円**（10.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するためのきめ細かな支援を行います。

①省エネ診断事業

中小企業等に対し省エネポテンシャルの診断を無料で実施します。

②省エネ相談地域プラットフォーム事業

地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点を全国に設置し、中小企業等による省エネ取組をきめ細かく支援します。

③地域の省エネ推進情報提供事業

省エネ取組の支援窓口をポータルサイト「全国省エネ推進ネットワーク」に公開し、省エネに関する有益な情報を発信します。

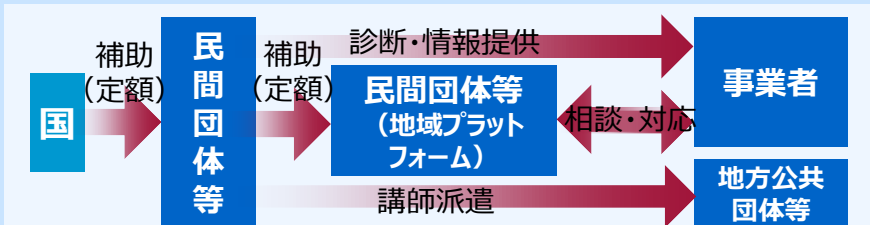
④情報提供・講師派遣事業

地方公共団体等の省エネセミナーに無料で講師を派遣します。また、省エネ診断事例集や省エネ手法の冊子などを情報提供します。

成果目標

- 省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施により、平成42年度の省エネ効果235.3万kLを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①省エネ診断

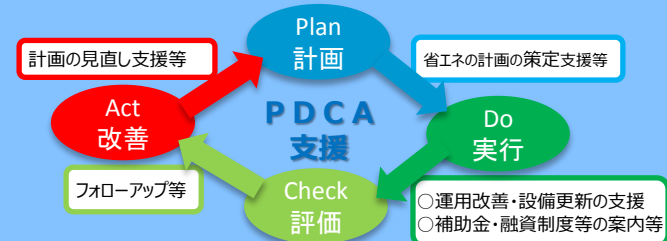
（省エネ診断の例）

- オフィスの空調の運用改善
- 工場の廃熱の有効利用 等



②省エネ相談地域プラットフォーム

- 省エネ支援事業者が地域の専門家（商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等）と協力して作る「**省エネ支援の連携体**」
- エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、一貫して中小企業の取組をきめ細かに支援



③地域の省エネ情報提供

- 省エネ相談地域プラットフォームや自治体、金融機関等を省エネ支援を行う窓口として登録。
- 省エネに関する情報を発信。



（ポータルサイト）

④情報提供・講師派遣



（パンフレット）

省エネルギー設備投資に係る利子補給金 助成事業費補助金

平成30年度予算案額 **16.0億円（18.5億円）**

事業の内容

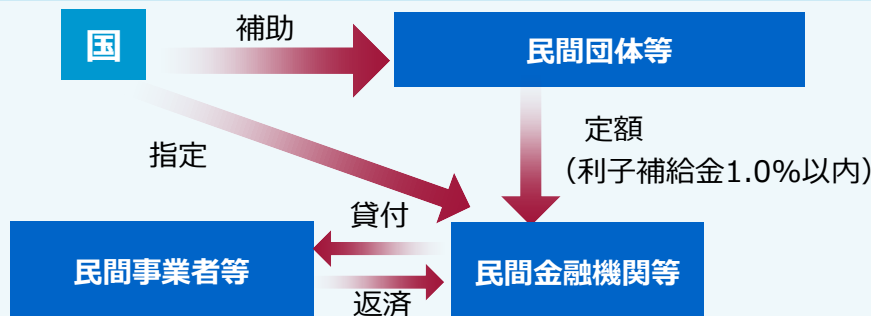
事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や増設など、省エネルギー取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはクラウドサービスの活用、省エネ診断・運用改善といった省エネサービスの活用等のソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

成果目標

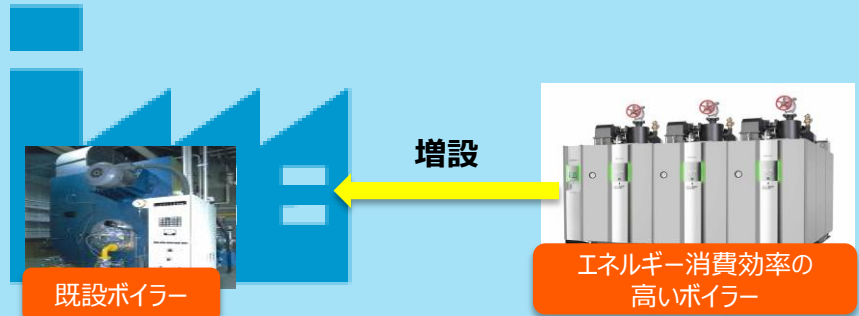
- 平成42年省エネ目標（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 平成30年度は新たに30件程度の利子補給を実施し、民間金融機関等の融資を活用した省エネルギー投資の更なる促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象事業例① 既設工場への新たなボイラーの増設



支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入



支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組



その他（IOT、事業承継）

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成30年度予算案額 **18.5億円（16.7億円）**

1. 中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763
2. 商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922
2. 製造産業局 参事官室 03-3501-1689
3. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
4. 地域経済産業G中心市街地活性化室 03-3501-3754
4. 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

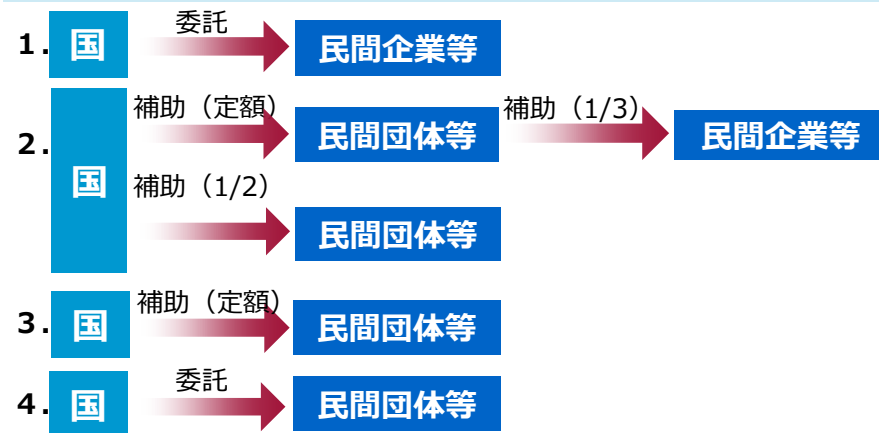
事業目的・概要

- 各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。
- 中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」(平成27年度開始)は、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- ①「中小サービス業中核人材の育成支援事業」(平成26年度開始)、②「スマートものづくり応援隊等事業」(平成27年度開始)の研修者等へのアンケートの結果を、「非常に役に立つ」「役に立つ」が95%以上となることを目指します。②については、合わせて年間240人以上の指導者の育成を目指します。
- 「小規模事業者支援人材育成事業」(平成26年度開始)は約7,700人の経営指導員等の資質向上を通じて、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。
- 「中小企業等支援人材育成事業」(平成26年度開始)は、研修受講済の者による中心市街地や商店街の活性化事業が累計90件実施されることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域中小企業人材確保支援等事業

・地域内外の若者・女性・シニアといった多様な人材とともに、一定のキャリアを積んだミドル人材等から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について発掘・確保・定着を一括して支援します。具体的には、事業者における経営課題の明確化・求人像を深掘りを通じた採用確度の向上や、人材採用・定着のための職場づくりや企業情報発信について、企業側の希望に応じた事前相談やセミナー等を実施します。また、多様な人材確保のために、全国各地でマッチングイベント等を実施するとともに、好事例の横展開を図ります。

2. 中小企業・小規模事業者の人材育成支援

① 中小サービス業中核人材の育成支援事業

サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし実地研修を組成することで、経営の成功の鍵を体得する機会を提供します。

② スマートものづくり応援隊事業

生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入に知見を有する専門家（スマートものづくり応援隊）の人材育成・中小企業への派遣を通じて、生産性向上の伝承を促進します。

3. 小規模事業者支援人材育成事業（経営指導員研修）

・商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で行います。

4. 中小企業等支援人材育成事業（タウンマネージャー研修）

・民間団体等が、空店舗対策・合意形成の手法等の専門知識の研修等を実施し、中心市街地の活性化に向けたまちづくりの専門人材を育成します。22

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。
- 事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、税制措置を適用（適用期限は、平成32年度末まで）。

【計画認定の要件】

①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家（登録セキスペ等）が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% ※ (法人税額の20%を限度)

【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、平均給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

(参考 1) データ利活用等による生産性向上の事例 ① (ドイツの大手自動車部品メーカー)

- 各生産ラインの設備がネットワークに繋がり、受注データと製造データを連携・分析し、生産効率を最適化することで、新たに多品種少量生産を実現。
- 顧客からの注文データが入力されると、ネットワークで接続された各生産ラインが各製品について必要な組み立て方法や作業工程を識別し、200種類の製品の作り分けを自動で最適化。少量発注の場合でも短時間・低コストでの生産が可能となり、生産性が最大30%向上。

導入前

- 少量発注への対応に苦慮
- 少量発注は、生産コストの大きさが課題となり、受注できなかった



導入後

- 少量発注に対応する多品種生産ラインを実現
- 各生産ラインが自動で生産効率を最適化するため、少量発注の場合でも短時間・低コストでの生産が可能となり、生産性が最大30%向上
- 複雑な工程であっても従業員の習熟レベルや言語に合わせた指示が自動的に出されるため、人員の効率的な配置が可能

対象設備の例

- ✓ 生産工程の各種データを連携させる I T システム
- ✓ 自動化した組立工程に使われる I o T 機器 等

データを中心に一つのシステムで一体連携された工場設備の様子。複雑な生産であっても効率化され、少ない労働力で大きな競争力を生み出している。

(出典) 当該企業公式HPより作成

(参考2) データ利活用等による生産性向上の事例 ② (日本の中小企業(廃棄物リサイクル業))

- 産業廃棄物の選別作業は、危険物の混入が原因で労働災害が発生しやすく、また作業には分別のための豊富な経験が求められるため、従業員の安全確保や少子化に伴う人手不足への対応が課題。
- カメラやセンサー等により得られた廃棄物の素材・形状のデータを分析し、危険物を自動的に排除するロボットハンドを制御するA Iを導入。
- これにより、人の手を使わずに危険物が自動的に分別されるため、作業員を危険作業から解放（作業人員数約55%削減）するとともに、処理量を約6倍に向上させることを実現。
- また、廃棄物に関するこれらのデータをA Iが学習するため、データの蓄積に伴い、危険物分別の速度と精度が更に向上していく見込み。

導入前

➤ 作業員が手作業で分別

- ガラス片等で労働災害が発生
- 分別には経験が必要があり、人手の確保が困難



導入後

➤ ロボットがセンシングデータを基に自動分別

- 機械学習によってロボットによる高速作業を実現し、処理量が約6倍に向上
- 作業員を危険作業から解放（人員数約55%削減）



←廃棄物ロボットがセンシングデータに基づいて分別を行う様子。作業員はロボットの監視業務等の安全な業務にのみ従事することとなり、労働生産性が向上。

対象設備の例

✓ センサー、ロボットハンド、A I 等

(1-1) 国内投資（賃上げ・設備投資）加速化 （法人税）

- 国内設備投資や、賃上げ、人材投資等に積極的に取り組む企業に対して、法人税負担をOECD平均の25%まで引き下げる。
- 加えて、生産性向上に資するIoT投資に取り組む企業の税負担を20%まで引き下げ、国際競争に打ち勝つ環境を提供する（情報連携投資の促進に係る税制【後掲】）。

改正概要

【適用期間：3年間（平成32年度末まで）】

	所得拡大促進税制 (大企業)	今回の措置
要件	<p>一定以上の賃上げを達成</p> <p>① 給与等支給額の総額：H24年度から一定以上増加</p> <p>② 給与等支給額の総額 \geq 前事業年度</p> <p>③ 賃上げ率2%以上</p>	<p>一定以上の賃上げと国内設備投資を達成</p> <p>① 賃上げ率3%以上</p> <p>② 国内設備投資 \geq 減価償却費の9割</p> <p>※人的投資に積極的な企業（教育訓練費を一定以上増加させた企業）に対する支援を強化</p>
税額控除	<p>給与等支給額のH24年度からの増加額の10% (法人税額の10%を上限)</p>	<p>給与等支給額の前年度からの増加額の15%※ (法人税額の20%を上限)</p> <p>※人的投資に積極的な企業は20% (法人税額の20%を上限)</p>

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。**

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

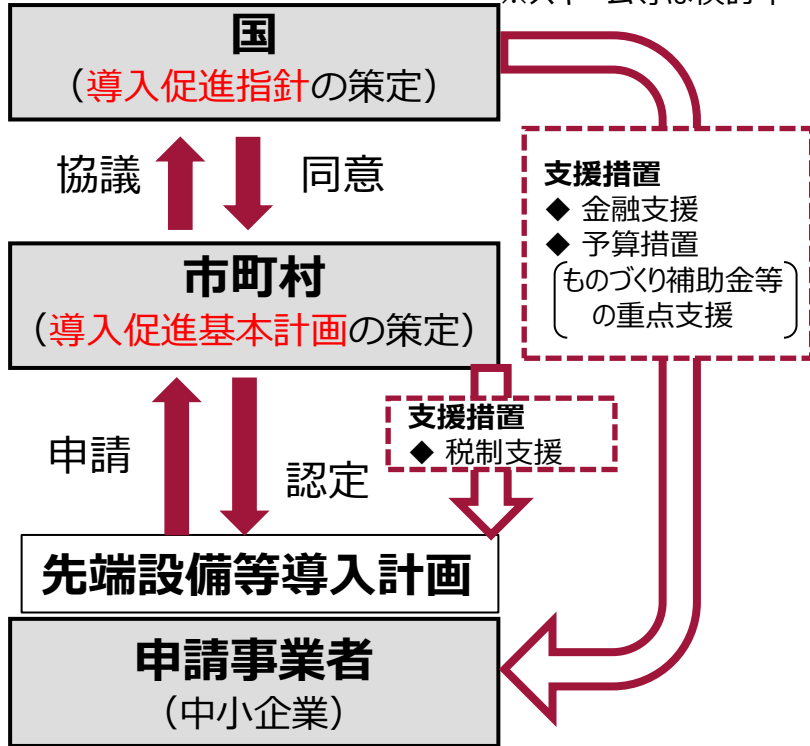
※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。（削除規定は平成31年4月1日施行）

(参考) 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (詳細)

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法 (仮称)】

※スキーム等は検討中



対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり

※2 市町村内で地域指定がある場合あり

※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

※4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

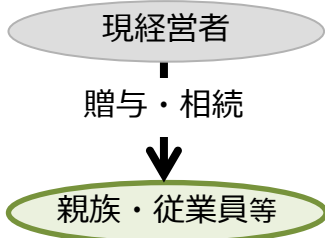
創設・拡充

(贈与税・相続税・登録免許税・不動産取得税)

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

改正概要

(1) 贈与・相続

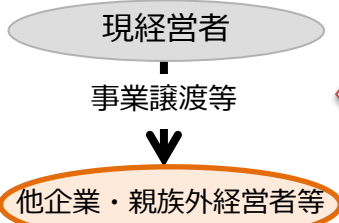


事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象

- ① 後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、**減免可能**
- ② **対象株式数の上限を撤廃（2/3→3/3）**、納税猶予割合を80%から**100%**に拡大
- ③ 近年の人手不足の状況に鑑み、**雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に**
- ④ 複数の株主から複数への後継者への事業承継についても**対象者を拡大**

(2) 売却・M&A



M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

中小企業等経営強化法を改正し、**M&Aによる事業承継を支援対象に追加**。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、**再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減**

(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

(2-1) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

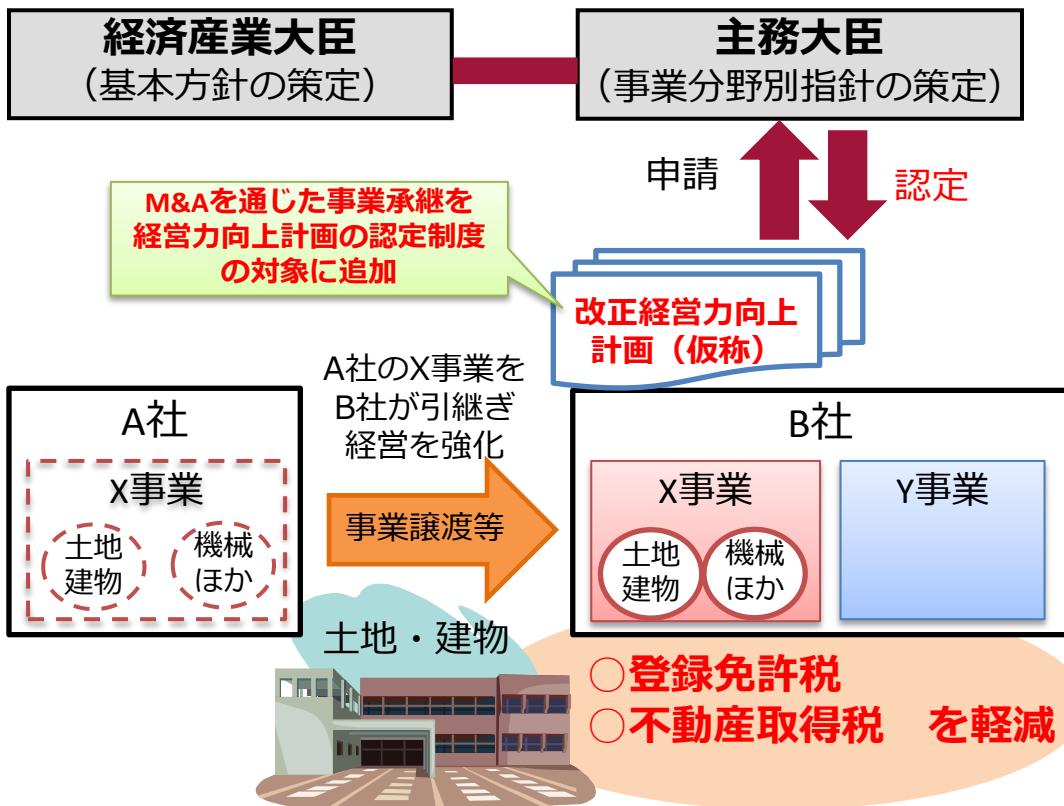
創設

(登録免許税・不動産取得税)

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**そのため、**中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加**することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、**次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。**

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

(2-2) 中小企業の賃上げ支援強化 (所得拡大促進税制の拡充)

- 従来の制度から支援を深掘り(控除率10→15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、思い切った賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)。

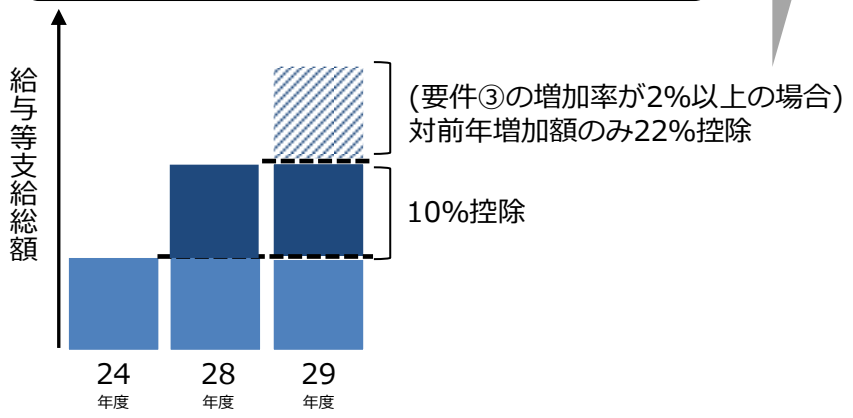
現行制度

適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加
- 【要件②】 給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】 平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



※法人税額の20%が上限

改正概要

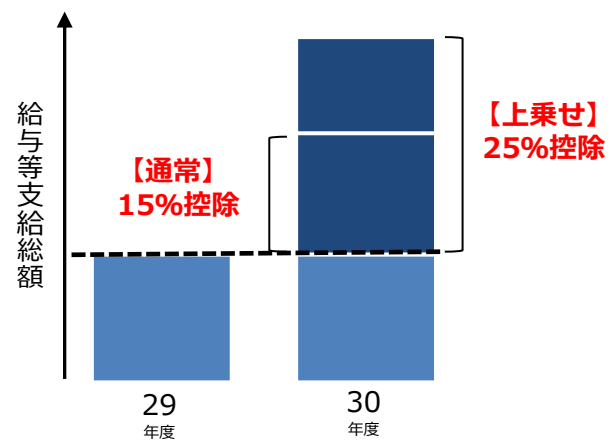
【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が前年度以上
※**基準年度との比較要件は撤廃**
- 【要件②】 平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加
※なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

- 【通常】 給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乗せ】 一定の要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



※法人税額の20%が上限

<※上乗せ要件>
要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

(2-3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

延長

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

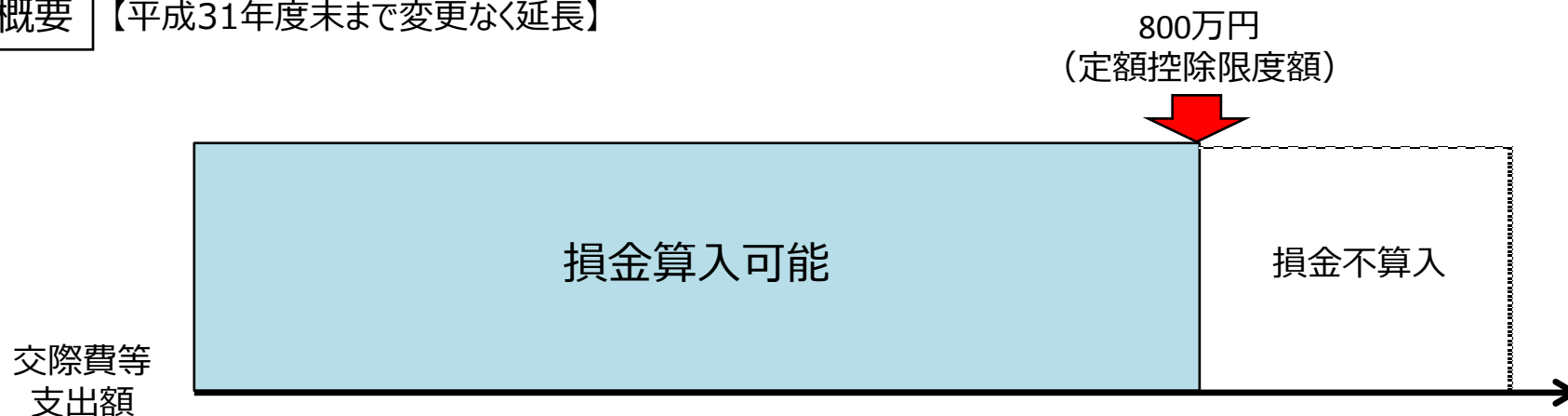
(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

(2-4) 中小法人の交際費課税の特例 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】 (注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入ことも可能（大法人も適用可能）。
中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用。